

第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画

～ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成を目指して ～



犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギュっとちゃん」

令和3(2021)年 8月

栃 木 県



犯罪等のない、誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民全ての願いです。

しかし、思いもよらず犯罪や交通事故に巻き込まれて被害者となられる方々は後を絶ちません。これらの被害者やその御家族の方々は、事件事故そのものによる精神的・肉体的な被害だけでなく、経済的負担や周囲の人からの配慮のない言動による二次的被害にも苦しめられることも少なくありません。

こうした負担を軽減するためには、私たち一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況を正しく理解するとともに、これらの方々が直面する様々な課題の解決に向け、関係機関や団体等が一体となって、犯罪被害者等を支えていく必要があります。

県ではこれまで、「犯罪被害者等基本法」の基本理念に基づき、平成 22(2010)年 3 月から 2 次にわたり「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、社会全体で犯罪被害者等を支えていくとちぎの実現に向けて、様々な取組を進めて参りました。

こうした中、本年 3 月に議員提案により、「栃木県犯罪被害者等支援条例」が制定され、4 月から施行されたところです。この条例で、県は、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めることとされており、本条例に基づく計画として、このたび「第 3 次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定いたしました。

計画では、「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を基本目標に掲げ、「相談体制・情報提供の充実」、「早期回復・生活再建に向けた支援」、「県民の理解の増進」、「人材の育成と民間の団体への支援」、「総合的な支援体制の整備」の 5 つの施策の柱のもと、犯罪被害者等が必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、関係機関と連携を図りながら各種施策を総合的かつ計画的に推進して参ります。

県民の皆様には、犯罪被害者等が置かれている立場や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めていただくとともに、県が行う施策の推進に御協力をお願い申し上げます。

令和 3 (2021) 年 8 月

栃木県知事 福田 富一

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画における支援の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 犯罪等の発生状況及び犯罪被害者等支援における課題

- 1 栃木県における犯罪・交通事故の発生状況・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 犯罪被害者等支援における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 計画の基本目標と施策の方向

- 1 基本目標と施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 施策の展開

施策の柱Ⅰ 相談体制・情報提供の充実

- 1 相談窓口の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 犯罪被害者等への情報提供等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

施策の柱Ⅱ 早期回復・生活再建に向けた支援

- 1 精神的・身体的負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 日常生活の支援と居住・雇用の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 経済的負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 二次的被害・再被害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

施策の柱Ⅲ 県民の理解の増進

- 1 県民への広報・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 教育活動を通じた理解の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

施策の柱Ⅳ 人材の育成と民間の団体への支援

- 1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上・・・・・・・・・・ 23
- 2 民間の団体への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

施策の柱Ⅴ 総合的な支援体制の整備

- 1 関係機関・団体との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 その他支援のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第5章 計画の推進

- 1 県の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 県内市町との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 関係機関・団体との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 4 計画の実施状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第6章 資料編

- 1 栃木県犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画の施策一覧・・・・・・・・・・ 32

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

依然として多くの県民が、思いもよらず犯罪等^(※1)の被害者やその家族又は遺族となっている中、犯罪被害者等^(※2)が直面している複雑かつ多様な課題が解決されていないことから、社会全体として、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、犯罪被害者等を支えていく必要があります。

犯罪被害者等に対する支援について、国においては、平成17(2005)年に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、この基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。

県においては、基本法の施行を受けて、「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」(平成17年4月施行)に犯罪被害者等支援に対する県の責務等を盛り込み、犯罪被害者等への支援施策を推進してきたところであり、平成22(2010)年3月に「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」、平成28(2016)年3月に「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、各計画期間中において、関係機関・団体の協力のもと、様々な制度を活用しながら、犯罪被害者等への支援施策を着実に実施してきたところです。

こうした中、本県では、議員提案により、令和3(2021)年3月に「栃木県犯罪被害者等支援条例」(以下「条例」という。)が制定され、同年4月から施行されました。

このため、条例の目的である「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を目指し、条例の基本理念を踏まえ、「第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

条例の基本理念 (条例第3条)

- 1 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害又は二次的被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう推進されなければならない。

(※1) 「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(※2) 「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいいます。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、条例第9条の規定に基づき、知事が策定する犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。
- (2) 本計画は、犯罪被害者等支援に関する基本的方向や施策に関する事項を明らかにするとともに、国が基本計画の中で示してきた施策等を踏まえ、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」をはじめ、各部局が策定する計画等との整合を図りながら、現在推進中の施策、また今後取り組んでいく施策等を体系的にまとめたものです。
- (3) 本計画に基づく各種取組によりSDGs（持続可能な開発目標）のゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」などの実現に貢献します。



3 計画における支援の対象

犯罪等による被害者及びその家族又は遺族で、原則として県民を支援対象としています。しかし、県内で犯罪等の被害に遭われた場合、県民以外の方に対しても、支援可能なものについては対応していきます。

4 計画の期間等

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とし、社会環境の変化や直面する課題等に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

第2章 犯罪等の発生状況及び犯罪被害者等支援における課題

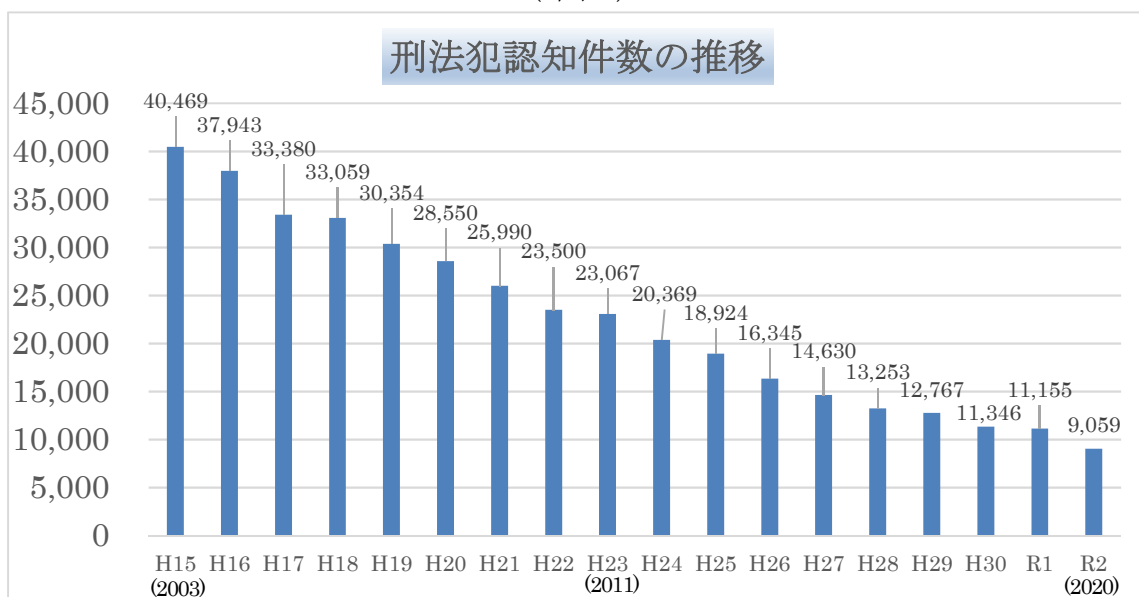
1 栃木県における犯罪・交通事故の発生状況

(1) 刑法犯発生状況

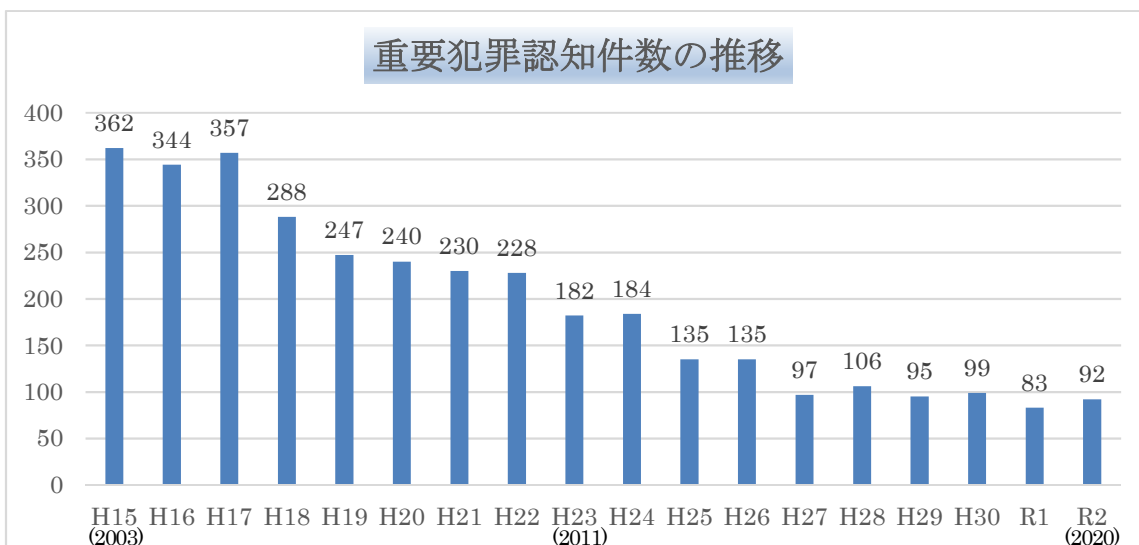
県内における刑法犯発生状況は、平成15(2003)年の40,469件をピークに、その後減少に転じ、令和2(2020)年の刑法犯認知件数^{(*)3}は9,059件と17年連続で減少しています。

被害が深刻な事態となる重要犯罪^{(*)4}も徐々に減少傾向にあり、令和2(2020)年は92件で内訳は殺人11件、強盗12件、強制性交等16件、強制わいせつ30件、放火21件、略取・誘拐2件となっています。

(図1)



(図2)



栃木県警察「治安統計」等に基づき作成

(*)3 「認知件数」とは、警察が事件として取り扱った件数をいいます。

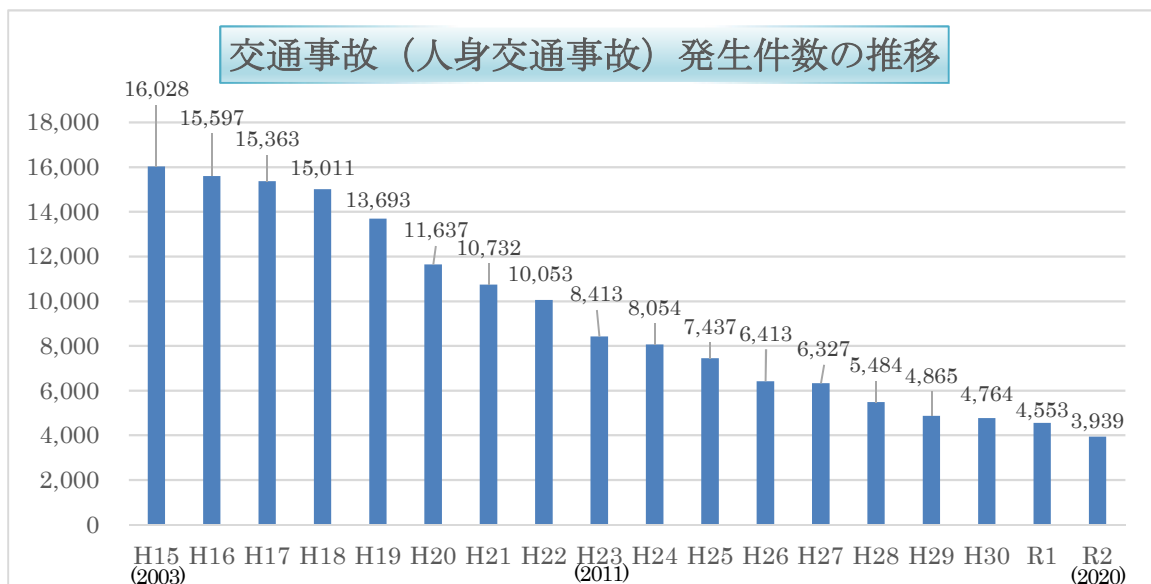
(*)4 「重要犯罪」とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取・誘拐をいいます。

(2) 交通事故発生状況

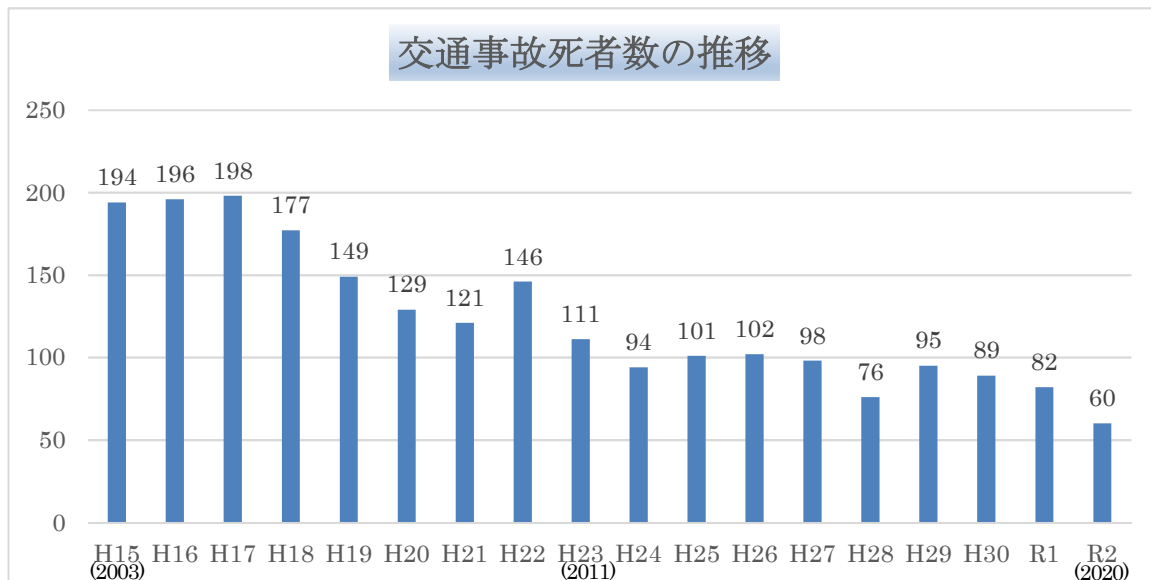
令和2(2020)年の交通事故(人身交通事故^{(*)5})発生件数は、3,939件、死者60人となり、県内における交通事故発生状況は、年々減少傾向にあります。

なお、人口10万人当たりの県内における交通事故死者数は、令和2(2020)年では3.1人と、全国ワースト15位となっています。

(図3)



(図4)



栃木県警察「交通統計」等に基づき作成

(*)5 「人身交通事故」とは、道路における車両等の交通に起因する人の死亡又は人の負傷を伴う事故をいいます。

2 犯罪被害者等支援における課題

(1) 相談体制・情報提供に関する課題

犯罪被害者等は、突然、事件事故に遭遇し、生活の変化や精神的なショック等から日常生活を送ることが困難な状況の中で、警察の事情聴取や公判出廷、行政手続などの様々な対応が求められます。

県では、犯罪被害者等早期援助団体である被害者支援センターとちぎや関係市町等との連携を図りながら、各種支援に取り組んでいるところですが、犯罪被害者等に対する総合的な支援をきめ細かく提供していく必要があります。

このため、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援サービスが受けられるよう、相談窓口や情報提供等の充実に取り組んでいく必要があります。

(2) 早期回復・生活再建に関する課題

犯罪被害者等が犯罪によって受けた精神的被害の大きさは計り知れず、その後の生活に多大な影響を与えることとなります。とりわけ、性犯罪等被害者は、人としての尊厳を傷つけられたことにより、心身に深刻な影響を受けていることから、長年にわたり日常生活に支障を及ぼすことも少なくありません。

さらには、周囲の偏見や心ない言動等によって生じる二次的被害は、長い間、犯罪被害者等を苦しめる大きな要因となっています。

また犯罪被害者等は、犯罪そのものによる直接的な被害に加え、被害後に退職や休職を余儀なくされるなど、経済的な負担が生じることも少なくありません。

このため、犯罪に起因する様々な被害から犯罪被害者等が早期に回復できるよう、精神的・身体的負担の軽減や経済的負担の軽減、二次的被害の防止等に取り組んでいく必要があります。

(3) 県民の理解に関する課題

周囲の偏見や心ない言動等の二次的被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、被害からの早期回復や負担軽減の妨げとなるものです。

これまで県では、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性等について、県民の理解を深めるため、犯罪被害者週間行事や巡回パネル展等の機会を活用し、県民に対する広報・啓発に取り組んできましたが、犯罪被害者等の支援に携わる方々からは、依然として二次的被害に苦しめられている被害者は多いとの意見が寄せられています。

このため、犯罪被害者の置かれている状況や周囲はどのように接し、支えていくべきか等について、県民の理解を深めるようこれまで以上に広報啓発や教育活動を通じた理解増進に取り組んでいく必要があります。

(4) 人材の育成と民間の団体への支援に関する課題

犯罪被害者等の支援に従事する者が、支援についての専門的な知識や技能が不足することにより、適切な支援が受けられなくなるおそれがあります。

犯罪被害者等支援の充実を図っていくためには、支援を担う人々が、犯罪被害者等に寄り添いながら抱えている様々な困難を把握し、その解決に向けた適切な支援を行い、あるいは適切な支援を行う関係機関につないでいくことが求められています。

このため、犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上や民間の団体に対する支援に取り組んでいく必要があります。

(5) 総合的な支援体制に関する課題

犯罪被害者等は、生命・身体に対する直接的被害だけでなく、被害直後から、社会生活や経済的な困難、精神的な苦痛のほか、多くの行政手続への対応など、様々な問題や不安を抱えています。

犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口は、県内の全市町に設置されているものの、実際に支援を対応した経験のある市町は少ないことから適切な支援に確実につなぐことが重要です。

このため、犯罪被害者等が、関係機関のどこに相談しても必要な支援につながり、適切な支援を受けられるよう総合的な支援を提供できる体制の整備に取り組んでいく必要があります。

第3章 計画の基本目標と施策の方向

1 基本目標と施策の方向

本計画では、犯罪被害者等が置かれている状況や抱えている問題等を踏まえ、社会全体で犯罪被害者等を支えていくため、条例の目的である「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を目指すことを基本目標に掲げ、条例の基本理念にのっとり、5つの施策の柱を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

＜基本目標＞
犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の柱Ⅰ 相談体制・情報提供の充実

犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援サービスが受けられるよう、相談窓口や情報提供等の充実に取り組みます。

施策の柱Ⅱ 早期回復・生活再建に向けた支援

犯罪に起因する様々な被害から犯罪被害者等が早期に回復できるよう、精神的・身体的負担の軽減や経済的負担の軽減、二次的被害の防止等に取り組みます。

施策の柱Ⅲ 県民の理解の増進

犯罪被害者等の置かれている状況や周囲はどのように接し、支えていくべきか等について、県民の理解を深めるよう広報啓発や教育活動を通じた理解増進に取り組みます。

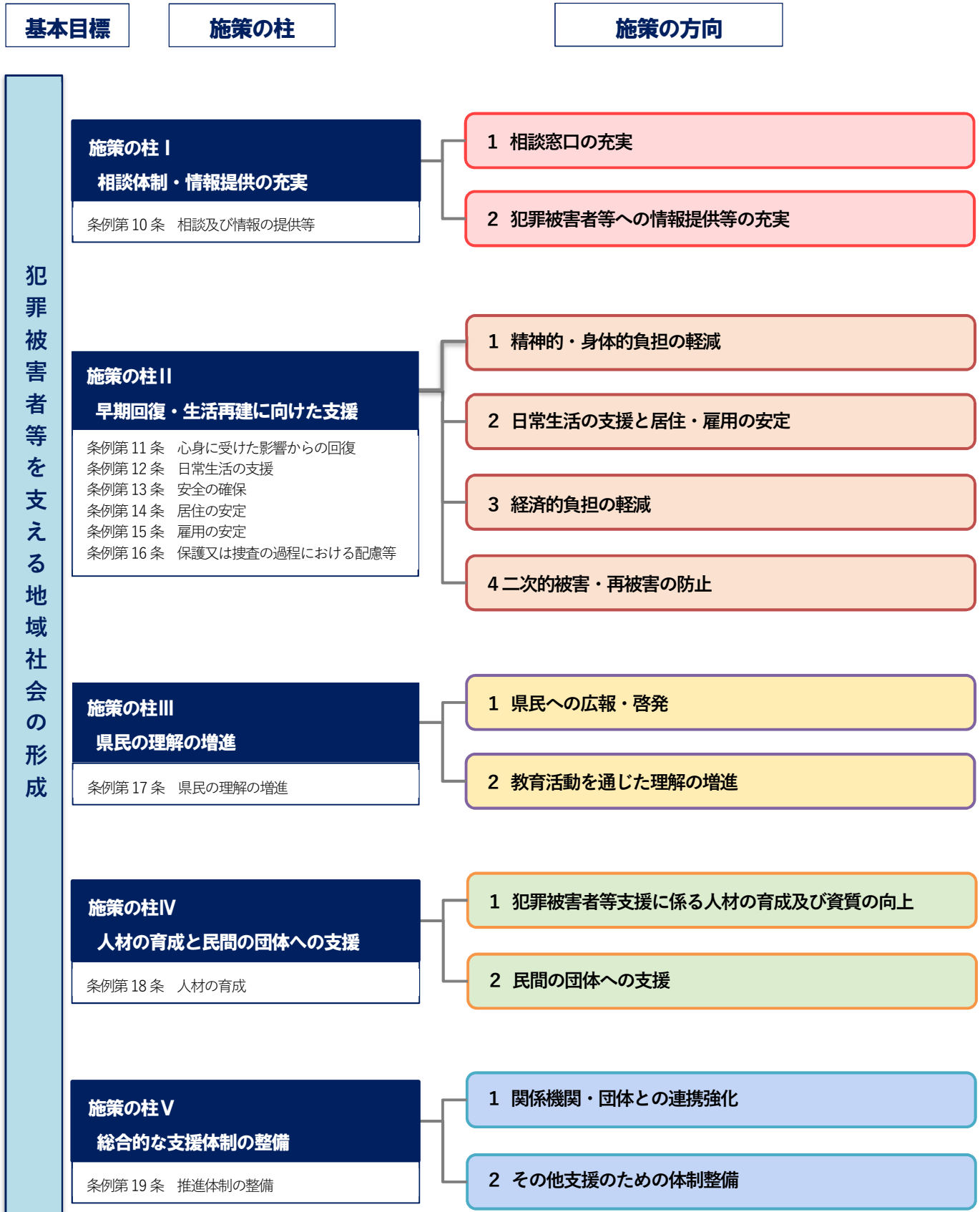
施策の柱Ⅳ 人材の育成と民間の団体への支援

支援を担う人々が、犯罪被害者等に寄り添いながら抱えている様々な困難を把握し、その解決に向けた適切な支援を行うことができるよう、犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上や民間の団体への支援に取り組みます。

施策の柱Ⅴ 総合的な支援体制の整備

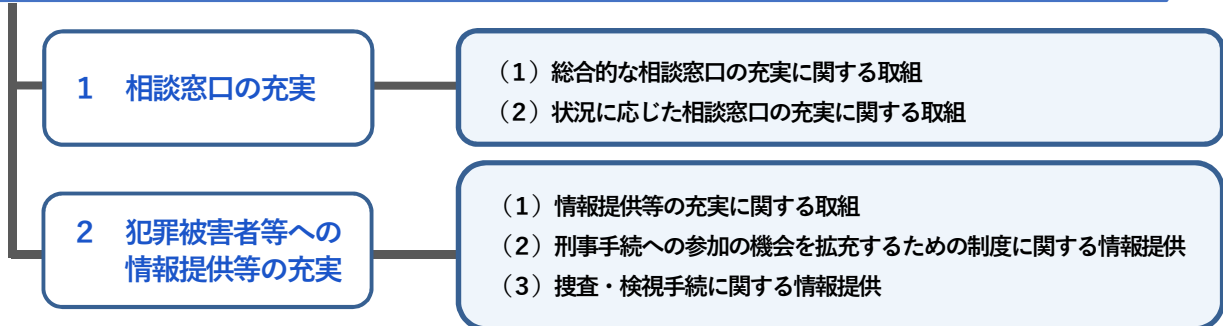
犯罪被害者等が、関係機関のどこに相談しても必要な支援につながり、適切な支援を受けられるよう総合的な支援を提供できる体制の整備に取り組みます。

2 施策の体系



第4章 施策の展開

施策の柱Ⅰ 相談体制・情報提供の充実



1 相談窓口の充実

(1) 総合的な相談窓口の充実に関する取組

| | |
|---|----------|
| 1 犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用 | |
| <p>犯罪被害者等早期援助団体である（公社）被害者支援センターとちぎや市町、関係機関・団体と連携し、相談窓口の適切な運用に結びつけられるよう窓口担当者に対する研修会等を開催し、連携に必要な情報提供、各種支援に関する紹介や助言等に努めます。</p> | くらし安全安心課 |
| 2 教育現場における相談体制の充実 | |
| <p>学校における相談体制の充実を図るため、教育相談に関する研修等を実施するほか、スクールカウンセラーを配置し、教職員との連携及び相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合には、教育委員会が警察本部やこども政策課などの関係機関と連携・協力し、学校が児童生徒や保護者への相談窓口として有効に機能するよう支援体制を強化します。</p> | 教育委員会 |
| 3 教育委員会における相談体制の充実 | |
| <p>学校や家庭で悩み等を抱える生徒に対して、SNS を活用した相談体制を構築することにより、問題の深刻化を未然に防止します。</p> <p>また、子育てや子どものいじめ・不登校など家庭教育に悩みや不安を持つ親や、いじめなどの問題を抱えている子どもがいつでも相談できるよう、電話やメールによる相談を受け付ける体制を整えます。</p> | 教育委員会 |
| 4 警察における相談体制の充実 | |
| <p>被害者相談室の設置のほか、警察相談専用電話「# 9 1 1 0」番等の相談窓口の運用や110番アプリシステム、ファックスでも110番を受理できる体制整備など、適切な相談対応に努めます。</p> <p>また、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるようプライバシー保護に配慮した施設や装備の改善や、性犯罪相談電話の適切な運用に努めます。</p> | 警察本部 |

(2) 状況に応じた相談窓口の充実に関する取組

| | |
|---|------------------|
| 5 犯罪被害者等支援に精通した弁護士相談の実施 | |
| 犯罪被害に起因する法律問題について、専門的助言を行うため、民間支援団体と連携を図りながら弁護士による無料法律相談を実施します。 | くらし安全安心課 |
| 6 精神保健福祉センター等における相談体制の充実 | |
| 精神保健福祉センターや健康福祉センターに心の悩み事等の相談窓口を設置し、犯罪被害者や家族等の個別相談に応じるほか、関係機関と連携し支援します。 | 障害福祉課 |
| 7 性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口の運用と相談電話の周知 | |
| 性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターとしてとちぎ性暴力被害者サポートセンターを設置し、女性相談員による被害相談や各種支援のコーディネートを行います。 また、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤル「# 8 8 9 1 (はやくワンストップ)」や都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通ダイヤル「# 8 1 0 3 (ハートさん)」について、様々な機会や媒体を通して周知します。 | くらし安全安心課 警察本部 |
| 8 DV 被害者に対する相談電話の周知 | |
| 最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通短縮ダイヤル「# 8 0 0 8 (はれれば)」について様々な機会や媒体を通して周知します。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 9 児童虐待に関する相談電話の運用と関係機関の連携強化 | |
| 児童相談所虐待対応ダイヤル「1 8 9 (いちはやく)」等による 24 時間の相談体制を確保するとともに、各児童相談所に教員を配置し、学校と児童相談所との連携の充実を図ります。 | こども政策課 教育委員会 |
| 10 犯罪被害に遭った外国人等に対する相談対応の実施 | |
| 犯罪被害に遭った外国人等に対し、とちぎ外国人相談サポートセンターや弁護士による相談対応を行うほか、弁護士の接見等に対する通訳者の紹介を行います。 | 国際課 |
| 警察庁と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国時の支援や帰国後の支援に関する情報提供等に努めます。 | 警察本部 |
| 11 交通事故被害者に対する相談対応の実施 | |
| 交通事故相談所において、交通事故の被害者が抱える様々な問題に対する相談対応を行うほか、相談員の知識向上に向けた研修を開催するなど、交通事故被害者への相談支援の充実に努めます。 | くらし安全安心課 |

2 犯罪被害者等への情報提供等の充実

(1) 情報提供等の充実に関する取組

| 12 犯罪被害者等への情報提供の充実 | |
|--|-------------------------|
| <p>県ホームページの犯罪被害者等支援に関する内容を充実させるとともに、県広報誌や市町や関係機関・団体のホームページへの掲載、マスコミへの資料提供など、積極的な情報提供に努めます。</p> <p>また、「栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック」を支援にあたる市町や関係機関・団体に配付し、その活用に努めます。</p> | くらし安全安心課 人権・青少年男女参画課 |
| <p>栃木県医療安全相談センターにおいて、医療に関する苦情や心配、相談に対応し、患者・家族が自らの力で問題を解決できるよう適切な助言・情報提供を行います。</p> | 医療政策課 |
| <p>とちぎボランティアNPOセンターが運営する地域・協働・創造Webサイトを活用し犯罪被害者等を支援するボランティアやNPO等の活動情報を提供します。</p> | 県民文化課 |
| <p>「被害者の手引」や警察庁発行のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」などにより、損害賠償請求制度の概要や公益財団法人犯罪被害者支援基金について紹介します。</p> | 警察本部 |
| <p>(公社)被害者支援センターとちぎが結成した、交通事故及び犯罪被害者遺族の自助グループの活動を支援し、必要に応じて自助グループを紹介するなど、精神的ケア等に努めます。</p> | 警察本部 |
| 13 医療機関に対する性犯罪被害者への被害申告の働きかけ依頼 | |
| <p>医療機関に対し、警察へ未申告の性犯罪被害者と判明した際の警察における公費負担制度やカウンセリングを行っている旨の教示について、働きかけます。</p> | 警察本部 |

(2) 刑事手続への参加の機会を拡充するための制度に関する情報提供

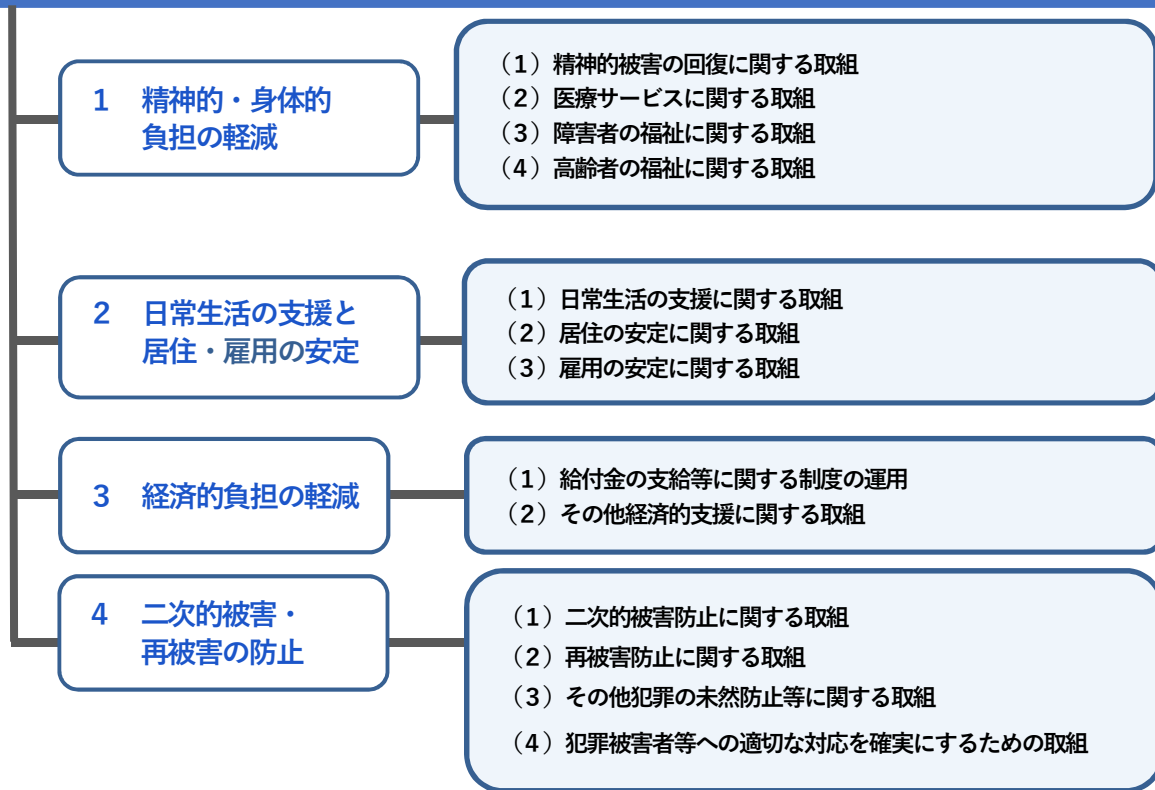
| 14 刑事手続等の早期情報提供 | |
|--|------|
| <p>「被害者の手引」や警察庁発行のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」を活用し、刑事手続に関する情報提供の充実を図ります。</p> | 警察本部 |
| 15 外国人犯罪被害者に対する刑事手続に関する情報提供の充実 | |
| <p>外国語版の「被害者の手引」を作成・配布するなど、外国人犯罪被害者に対する刑事手続に関する情報提供の充実に努めます。</p> | 警察本部 |

(3) 捜査・検視手続に関する情報提供

| 16 捜査・検視手続に関する情報提供 | |
|--|------|
| <p>各種研修等の機会をとらえ、被害者連絡制度^(*)の重要性を周知徹底し、同制度の確実な実施に努めます。</p> <p>また、交通事故関係では死亡事故、ひき逃げ事故、加療3か月以上の重傷事故、危険運転致死傷罪、その他連絡が必要と認められる事故について、交通指導課内に被害者連絡調整官、被害者連絡調整官補佐を配置し、被害者連絡を実施します。このほか、検視や司法解剖の必要性等を解説したリーフレットを作成し、遺族等に交付して適切な説明に努めます。</p> | 警察本部 |

(*) 「被害者連絡制度」とは、刑事手続、犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況及び被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が犯罪被害者等に連絡をする制度です。

施策の柱Ⅱ 早期回復・生活再建に向けた支援



1 精神的・身体的負担の軽減

(1) 精神的被害の回復に関する取組

| 17 犯罪被害者等に対するカウンセリング等の実施 | |
|--|-----------------|
| <p>性犯罪・性暴力被害者がカウンセリング等に行く際に、必要に応じて付添い支援を実施するほか、必要と認められる犯罪被害者等に対して、民間支援団体をはじめとした関係機関・団体が行うカウンセリング等に関する取組を紹介します。</p> | <p>くらし安全安心課</p> |
| <p>「こころのダイヤル」では、専門の相談員等が心の悩みに関して幅広く相談に応じるほか、精神保健福祉センター、健康福祉センターでは、犯罪被害者等支援に配慮した精神保健福祉相談を実施します。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>臨床心理士の資格を有する職員のほか、部外カウンセラー等により必要と認められる犯罪被害者等へのカウンセリングを実施するとともに、民間支援団体が行うカウンセリング等に関する取組を紹介します。</p> | <p>警察本部</p> |

| | |
|--|-----------------|
| 18 DV、ストーカー、人身取引被害者への適切な対応 | |
| DV被害者等の相談・一時保護等の支援を関係機関が連携しながら行うことにより、被害者の精神的な負担軽減に努めます。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 19 少年被害者に対する心理的ケア等の支援 | |
| <p>児童養護施設に心理療法担当職員を配置するとともに、児童相談所にスーパーバイザー（教育・訓練・指導担当の児童福祉司、児童心理司）、精神科を専門とする医師、児童心理司などの専門職員を配置し、虐待等を受けた児童に対する心理的ケアを行います。</p> <p>また、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー等として心理的ケア等の支援をします。</p> | こども政策課 教育委員会 |
| 「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」に基づき、被害少年カウンセリングアドバイザー、少年補導職員が中心となり、少年の再被害防止等を積極的に推進します。 | 警察本部 |
| 問題を抱えた児童や家族に対し、関係機関等との連携により、各種子育て支援を行うほか、里親制度の普及啓発やリクルート、研修・トレーニングなど一連の里親支援を包括的に行うフォスタリング・センターを設置し、里親等の支援と委託を推進します。 | こども政策課 |

(2) 医療サービスに関する取組

| | |
|--|--------|
| 20 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供 | |
| 迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携し、メディカルコントロール体制の充実を図ります。 | 医療政策課 |
| 21 医療機関に関する情報提供 | |
| <p>県内の医療機関の所在地、診療科目、診療内容、専門外来などの情報を「とちぎ医療情報ネット」で公表し、心的外傷後ストレス障害等精神疾患の治療に対応した医療機関に関する情報を提供します。</p> <p>また、緊急避妊を要する女性が医療機関を選択する際の参考となるよう、緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧を提供します。</p> | 医療政策課 |
| 22 性犯罪・性暴力被害者がHIV検査等を受診する際の対応 | |
| 行政が行っているHIV等の検査を受けるに当たり、ほかの被検査者と顔を合わせることがないように検査時間を予約するなど、警察等の関係機関と連携した対応を図ります。 | 感染症対策課 |

(3) 障害者の福祉に関する取組

| | |
|---|-------|
| 23 障害者に対する相談支援、経済的支援及び福祉サービスの充実 | |
| <p>障害者手当の給付等生活安定のための支援を行います。</p> <p>また、相談体制、在宅福祉サービス体制の充実に努めるとともに、障害者の社会参加を推進します。</p> | 障害福祉課 |
| 24 聴覚及び言語障害者の安全確保 | |
| <p>事件事故に関して、110番アプリシステムやファックスでも110番を受理できる体制を整備し、聴覚及び言語障害者の安全確保をサポートします。</p> | 警察本部 |
| 25 障害者虐待防止に関する取組 | |
| <p>障害者虐待の通報義務等の広報・啓発を行うとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等に向けて、県障害者権利擁護センターや市町障害者虐待防止センターを中心に適切な対応に努めます。</p> | 障害福祉課 |
| 26 高次脳機能障害者^(*)への支援体制の整備 | |
| <p>高次脳機能障害支援拠点機関における専門的な相談支援の充実を図るとともに、地域支援ネットワークの構築及び高次脳機能障害の支援手法等に関する研修など、高次脳機能障害者に対する適切な支援を行います。</p> | 障害福祉課 |

(4) 高齢者の福祉に関する取組

| | |
|--|-------|
| 27 高齢者虐待防止に関する取組 | |
| <p>高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応を促進するため、高齢者虐待防止啓発リーフレットの配布等により、幅広い啓発活動を実施します。</p> | 高齢対策課 |

2 日常生活の支援と居住・雇用の安定

(1) 日常生活の支援に関する取組

| | |
|--|----------|
| 28 性犯罪・性暴力被害者への付添支援の実施 | |
| <p>性犯罪・性暴力被害者が関係機関やカウンセリング等に行く際に、必要に応じて付添い支援を実施します。</p> | くらし安全安心課 |
| 29 家事・育児サービス等の情報提供 | |
| <p>必要としている方に、関係機関・団体で実施している家事・育児サービス等に関する情報提供を行うとともに、要望に応じてそれらの機関への橋渡しを行います。</p> | くらし安全安心課 |

^(*) 「高次脳機能障害者」とは、交通事故による頭部の怪我や脳卒中などの後遺症として、記憶や注意、判断、認知等の機能に障害が起き、これにより日常生活（就労等）に支障を来す障害者のことをいいます。

| 30 DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施 | |
|---|-------------|
| <p>婦人相談所において、一時保護した被害女性の心身の回復に向けた支援を行います。</p> <p>また、関係機関・民間団体等と連携し、精神面のケアや就業に向けた助言等のサポートを行うことにより、地域での自立した生活に向けた支援を行います。</p> | 人権・青少年男女参画課 |
| <p>児童虐待等により、養育支援が必要な児童に対しては児童養護施設への入所等、適切な支援を行います。</p> | こども政策課 |

(2) 居住の安定に関する取組

ア 被害女性や被害児童に対する一時保護等

| 31 婦人相談所及び児童相談所等における安全の確保 | |
|---|-----------------------|
| <p>一時保護が必要な女性を婦人相談所で保護します。また、同伴する家族等の状況に応じて民間支援団体に一時保護を委託するなど、適切な支援に努めます。</p> <p>さらに、一時保護後自立が困難な場合は、必要に応じて婦人保護施設や母子生活支援施設で支援を行うなど、一人ひとりの状況に合った適切な支援に努めます。</p> | 人権・青少年男女参画課 こども政策課 |
| <p>児童虐待等により、緊急に保護が必要な児童について児童相談所等で一時保護するほか、養育支援が必要な児童に対し、児童養護施設への入所等、適切な支援を行います。</p> | こども政策課 |

イ 被害直後及び中長期的な居住場所の確保

| 32 公営住宅への優先入居等 | |
|---|-----------------|
| <p>「栃木県県営住宅優先入居要領」において、犯罪被害者等が優先的に入居できるようにしている（優先枠の設定や抽選による優遇措置）ほか、各市町が管理運営する公営住宅について、犯罪被害者等が優先入居できる取組を推進するよう働きかけを行います。</p> <p>また、緊急かつ一時的に住宅を確保する必要がある犯罪被害者、DV被害者は、短期間に限り県営住宅が使用できるよう配慮します。</p> <p>このほか、犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居に関する取組や公営住宅への優先入居に関する情報提供に努めます。</p> | 住宅課 くらし安全安心課 |
| 33 一時避難場所の確保に対する措置 | |
| <p>自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難場所を確保するための経費を公費負担できる施策を行い、今後も適正な運用に努めます。</p> | 警察本部 |

(3) 雇用の安定に関する取組

| | |
|---|----------------|
| 34 就職、その他労働問題に関する支援の実施 | |
| <p>公共職業安定所等の関係機関との連携により、犯罪被害者の就職支援を実施するほか、労使関係者を対象に労働条件や労働福祉などの労働全般にわたる幅広い相談に応じます。</p> <p>また、労働者個人と使用者間の労働問題に関する紛争に対し、栃木県労働委員会が行うあっせんの適切な運用に努めるとともに、障害等を負わされた方等を対象に職業訓練等を実施し、職業的自立を支援します。</p> | 労働政策課 労働委員会 |
| 35 被害回復のための休暇制度の導入の必要性等に関する出前講座の実施 | |
| <p>犯罪被害者等の方々の方が仕事を続けられるようにするため、被害回復のための休暇制度の導入の必要性等について、出前講座を通じて広く県民や事業主に周知していきます。</p> | くらし安全安心課 |

3 経済的負担の軽減

(1) 給付金の支給等に関する制度の運用

| | |
|---|-------|
| 36 犯罪被害給付制度の運用 | |
| <p>パンフレットなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底を図るとともに、制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、制度に関して十分な教示を行います。</p> | 警察本部 |
| 37 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外 | |
| <p>生活保護受給者が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために当てられる額については、収入認定しないこととしているほか、国と協議の上、裁判やカウンセリングに係る費用などは、収入認定から除外します。</p> | 保健福祉課 |
| 38 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援 | |
| <p>国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適切な運用に努めます。</p> | 警察本部 |

(2) その他経済的支援に関する取組

| | |
|--|----------|
| 39 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の検討 | |
| 犯罪被害者の遺族や重症病を負った犯罪被害者等に対し、被害直後から強いられる経済的負担の軽減を図るための施策について検討します。 | くらし安全安心課 |
| 40 犯罪被害者等に対する公費支出制度の運用と周知 | |
| 犯罪被害者に対する診断書料、初診料、及び性犯罪被害者に対する緊急避妊薬、性感染症検査、人工妊娠中絶に必要な費用の一部について、一定の条件の下に公費で支出します。 また、犯罪被害者及び遺族等の精神的、経済的負担の軽減のため、犯罪被害者等への宿泊施設提供の費用、犯罪被害者宅の清掃費用及び犯罪被害者の司法解剖後の遺体修復費用の一部等について、一定の条件の下に公費で負担する制度の周知徹底を図るとともに、積極的に運用します。 | 警察本部 |
| 41 カウンセリング費用の公費負担 | |
| とちぎ性暴力被害者サポートセンターに相談した被害者が、必要な精神的ケアを受けられるよう、公認心理師等によるカウンセリングを受けた際の費用について、公費負担を行います。 | くらし安全安心課 |

4 二次的被害・再被害の防止

(1) 二次的被害防止に関する取組

| | |
|---|-------------|
| 42 二次的被害の防止に向けた県民の理解増進 | |
| 二次的被害の防止や犯罪被害者支援の必要性を周知するため、広報啓発用の冊子を作成し、ウェブサイト上に掲載するとともに、支援に関わる方々に対する研修や出前講座、各種イベントで配布するなど、犯罪被害者等支援に関する理解の増進に努めます。 | くらし安全安心課 |
| 43 犯罪被害者等のプライバシー保護に配慮した対応 | |
| 情報発信やマスコミ発表に際しては、犯罪被害者等のプライバシーの保護と発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。 | 警察本部 |
| 44 二次的被害防止のための相談員等に対する研修の実施 | |
| 婦人相談員等が性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者の置かれた立場を理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施します。 | 人権・青少年男女参画課 |

(2) 再被害防止に関する取組

| 45 再被害防止を徹底するための取組の推進 | |
|---|----------------|
| <p>犯罪被害者等が同じ加害者から危害を加えられるおそれがある場合には、「再被害防止対象者」に、暴力団などから報復などを受けるおそれがある場合には、「保護対象者」にそれぞれ指定し、重点的な防犯指導、警戒措置を行います。</p> <p>また、13歳未満の子どもを被害者とした暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、その所在確認を実施するなど、再犯防止に向けた措置を推進します。</p> <p>このほか、刑事施設等から加害者に関する必要な情報提供を受けて犯罪被害者等に提供し、犯罪被害者等の安全確保に必要な措置を行います。</p> | 警察本部 |
| <p>ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難に要する経費を公費で負担する施策を行っており、適正な運用に努めます。</p> | |
| <p>非行防止等を含め問題行動がみられる児童生徒に対して、各学校において組織的に指導が行われるよう、「いじめ・不登校等対策チーム」による学校支援の充実を図ります。</p> <p>また、ヤングテレホンコーナーを設置し、被害少年や保護者からの相談を受け付けるほか、少年サポートセンターを設置し、被害少年等への継続的な支援、出張相談室の開設を行い、再被害の防止に努めます。</p> | 教育委員会 警察本部 |
| 46 DV、ストーカー、人身取引の被害者、被虐待児童の保護に関する関係機関の連携充実 | |
| <p>DV被害者等の支援を行うに当たって、福祉事務所や警察等の関係機関や民間支援団体等との連携を一層密にして適切な対応に努めます。</p> <p>また、DV被害と児童虐待の関連性から、県及び市のDV担当部署と警察や児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの関係機関間の連携を図ります。</p> | 人権・青少年男女参画課 |
| <p>婦人相談所において人身取引被害者の保護が必要な場合、関係機関と連携して早急に保護を実施するとともに、IOM^(*)・大使館等と協力し、被害者の心身の状態の回復と帰国に向けた支援を行います。</p> | |
| <p>警察本部長と保健福祉部長とで「児童虐待問題に係る児童相談所と警察の連携に関する協定」を締結しており、児童虐待問題に関する連絡体制の充実を図るとともに、市町が関係機関の連携体制を充実強化するため設置している要保護児童対策地域協議会に対し、助言・指導を行うなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。</p> | 警察本部 こども政策課 |

(*) 「IOM」とは、International Organization for Migration（国際移住機関）の略称です。

(3) その他犯罪の未然防止等に関する取組

ア 児童虐待、DV等防止のための体制整備に関する取組

| 47 児童虐待事案の早期発見、早期対応に向けた取組 | |
|--|---|
| <p>教育委員会では、学校・市町教育委員会等に通告義務の周知を図るとともに、学校管理職をはじめとした教職員等への研修を実施し、児童虐待事案への対応力の向上に努めます。</p> <p>警察本部では、児童虐待の早期発見、被害児童の保護要領等について、関係職員に対する指導・研修を徹底し、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めます。</p> | <p>教育委員会 警察本部</p> |
| 48 DV被害者等や犯罪被害者等である児童生徒の安全確保の充実 | |
| <p>DV事案等に一元的に対応するための体制を確立しており、迅速かつ的確な対応を行っていくほか、事案の危険性を判定するチェック票を活用し、被害者の安全の確保を最優先とした対応を行います。</p> | <p>警察本部</p> |
| <p>DV被害者等の安全確保のため、婦人相談所で適切に一時保護を行います。また、一時(長期)保護中の被害者の外出時には職員が同行し、安全確保を図ります。</p> | <p>人権・青少年男女参画課</p> |
| <p>被虐待児童のケアとして、児童相談所において、配偶者等間の暴力場面を目撃した児童の相談に応じるとともに、適切な助言を行います。</p> | <p>こども政策課</p> |
| <p>DV被害者等に対し、県警ホームページを活用した被害防止対策に関する情報提供や緊急通報装置の貸出等を実施します。</p> | <p>警察本部</p> |
| 49 児童虐待などの問題を抱える児童生徒への支援に関する先進的事例の収集分析 | |
| <p>児童虐待などの問題を抱える児童生徒への支援に効果的な取組について、先進的事例の収集分析を実施します。</p> | <p>教育委員会</p> |
| 50 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証 | |
| <p>各種対策を講じたにもかかわらず、虐待による死亡事例、重症事例が生じた場合には、その事例の背景や地域特性を踏まえた上で検証作業を行い、その結果に基づき適正な措置を講じることにより、死亡事例、重症事例の再発防止に努めます。</p> | <p>こども政策課</p> |
| 51 DV被害及び児童虐待に関する対応と関係機関との連携強化 | |
| <p>DV被害や児童虐待の早期発見のため、医療関係者等に向けたリーフレットを作成・配布するなど連携に努めます。</p> <p>市町が設置している要保護児童対策地域協議会に対し、助言・指導等を行い、学校等との連携体制の充実強化を図ります。</p> | <p>人権・青少年男女参画課 こども政策課 教育委員会</p> |

イ 児童虐待の防止に資する教育に関する取組

| | |
|--|-------|
| 52 保護者に対する児童虐待の防止に資するための学習機会の提供の充実 | |
| 家庭教育プログラム等を活用した家庭教育講座等を通して、児童虐待防止にも資するよう、保護者等の学習機会の提供の充実を図ります。 | 教育委員会 |

ウ 暴力団犯罪による被害防止・回復の支援

| | |
|---|------|
| 53 暴力団犯罪による被害防止・回復の支援 | |
| 暴力団等の不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれがある方に対し、警察、弁護士会民事介入暴力対策委員会及び公益財団法人栃木県暴力追放県民センターが連携し、被害防止・回復を支援します。 | 警察本部 |

(4) 犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための取組

| | |
|--|------------------|
| 54 女性警察官等の効果的な活用と教養の実施 | |
| 性犯罪捜査指導系の専従係員として女性警察官を配置するとともに、第一次的に性犯罪捜査に従事する女性警察官等に対する各種教養を行います。 | 警察本部 |
| 55 民間支援団体が行う公判等への付添い等に関する紹介 | |
| (公社) 被害者支援センターとちぎが行っている裁判所付添いや検察庁付添い、警察付添いなどを紹介し、犯罪被害者等が公判へ赴く際などの精神的負担軽減に努めます。 | くらし安全安心課 警察本部 |

施策の柱Ⅲ 県民の理解の増進

1 県民への広報・啓発

(1) 県民への広報・啓発に関する取組

2 教育活動を通じた理解の増進

(1) 教育活動を通じた理解の増進に関する取組

1 県民への広報・啓発

(1) 県民への広報・啓発に関する取組

| | |
|---|-------------------------------------|
| 56 犯罪被害者等の置かれた状況等に関する県民の理解の増進 | |
| <p>犯罪被害者やその家族が置かれた現状や心ない言動による二次的被害等に関する県民理解の増進を図るため、巡回パネル展、研修会、性暴力に関する講演会などを開催します。</p> | <p>くらし安全安心課</p> |
| 57 様々な機会、媒体を用いた広報・啓発の実施 | |
| <p>警察庁発行のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」の活用やホームページ上における犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努めます。</p> <p>また「犯罪被害者週間」の周知広報や全国交通安全運動期間中における交通事故被害者等の視点に立った啓発活動、「児童虐待防止推進月間」にあわせた関係機関へのポスター等の配付やマスメディアを活用した啓発など、様々な機会、媒体を用いた広報啓発の実施に努めます。</p> | <p>警察本部 くらし安全安心課 こども政策課</p> |
| 58 犯罪被害者等の人権に関する広報啓発等 | |
| <p>犯罪被害者等を含む様々な人権問題の解決を図るため、県民の人権意識高揚のためのイベントの開催やマスメディアを活用した啓発事業、県民・企業を対象とした研修会などを行います。</p> | <p>人権・青少年男女参画課</p> |
| 59 若年層に対する広報・啓発活動の推進 | |
| <p>若年層が性暴力等の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層に対する予防啓発を行います。</p> <p>また、とちぎ性暴力被害者サポートセンターのリーフレット、カードを作成し、各関係機関や産婦人科医療機関、中学生等に配布します。</p> | <p>人権・青少年男女参画課 くらし安全安心課</p> |

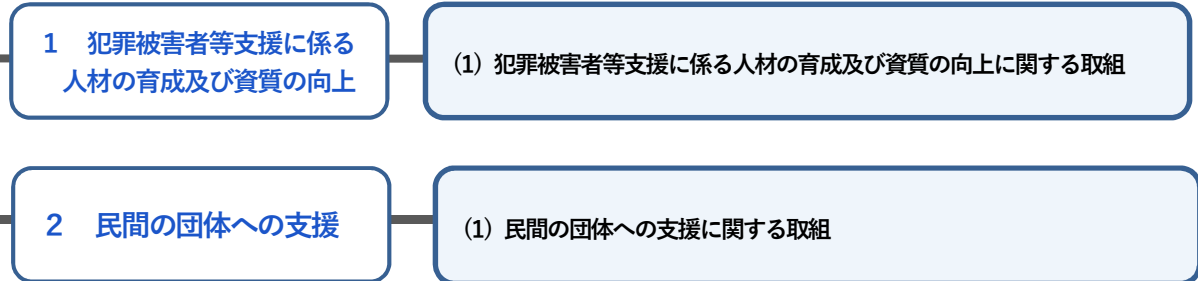
| | |
|---|-------------|
| 60 DV、ストーカー及び人身取引被害の防止に関し、広く県民に周知させるための取組 | |
| <p>犯罪行為を含む重大な人権侵害であるDV被害等の根絶に向け、あらゆる機会を通して県民への啓発に努めます。</p> | 人権・青少年男女参画課 |
| <p>DV被害者等に対し、県警ホームページを活用した被害防止対策に関する情報提供を行います。</p> | 警察本部 |
| 61 交通事故の被害に関する交通安全教育及び広報啓発 | |
| <p>各種講習等におけるビデオ等視聴覚教材を用いた交通事故被害者等の現状の訴え等、受講者の心に訴える交通安全教育を実施します。</p> | 警察本部 |
| <p>インターネット上の「事件事故マップ」を活用し、人身事故発生状況を電子地図上にわかりやすく公表し、交通死亡事故抑止を図ります。</p> | |

2 教育活動を通じた理解の増進

(1) 教育活動を通じた理解の増進に関する取組

| | |
|---|---------------|
| 62 命の大切さ等に関する教育の推進 | |
| <p>中学生や高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」や作文コンクールを開催し、犯罪被害者への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識向上に努めるほか、道徳教育の改善充実を図り、学校教育の中で生命を大切にすることを育む教育を実践します。</p> <p>また、文部科学省で作成した「非行防止教室等プログラム事例集」や県教委で作成した「場に応じた適切な判断力を育てるための指導・援助の在り方」「家庭教育支援プログラム」等の活用促進を図り、被害者にも加害者にもさせないための教育を推進します。</p> | 警察本部 教育委員会 |
| 63 犯罪被害者等の人権教育の推進 | |
| <p>犯罪被害者とその家族にかかる人権問題を、人権教育推進上取り上げる様々な人権問題の1つとし、県内の全ての学校や地域において人権教育の積極的な推進に努めます。</p> <p>また、栃木県教育振興基本計画及び人権教育推進の手引に人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実を位置付け、人権教育の充実に努めます。</p> | 教育委員会 |

施策の柱Ⅳ 人材の育成と民間の団体への支援



1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上

(1) 犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上に関する取組

| | |
|---|-------------------------|
| 64 県及び市町職員に対する研修の充実 | |
| <p>県及び市町職員に対して、犯罪被害者等の声を聞く機会を設けるなど、犯罪被害者等支援の重要性の理解を深めるよう研修の充実に努めます。</p> | <p>くらし安全安心課 人事課</p> |
| 65 教職員等に対する研修の充実 | |
| <p>学校に配置したスクールカウンセラーを講師として校内研修を実施するとともに、教職経験年数や職階に応じた研修及び教育相談に関する研修等を行い、教職員が児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、犯罪被害者等に対する心のケアも含めた研修の充実に努めます。</p> <p>また、研修を通して、教員が温かい信頼に満ちた人間関係を築き、児童生徒に適切に対応できるよう、資質の向上を図ります。</p> | <p>教育委員会</p> |
| 66 警察官等に対する教養の充実 | |
| <p>採用時の基礎教養、昇任時教養、支援担当官等を対象とした専門的研修や犯罪被害者等の心情を理解するための教養など、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教養を適宜実施します。</p> | <p>警察本部</p> |
| <p>被害児童等の支援にあたる少年補導職員等に対して精神科医を講師とした定期的な研修を行うほか、民間の行う研修に参加させ、技能の習得に努め、今後も専門的知識、技能の習得に努めます。</p> | |
| 67 性犯罪・性暴力被害者等の支援関係者に対する研修の充実 | |
| <p>性犯罪・性暴力被害者支援に関わる支援員、関係機関・団体の職員、県市町担当職員等を対象に研修を実施し、被害者支援に携わる者の資質の向上を図ります。</p> | <p>くらし安全安心課</p> |

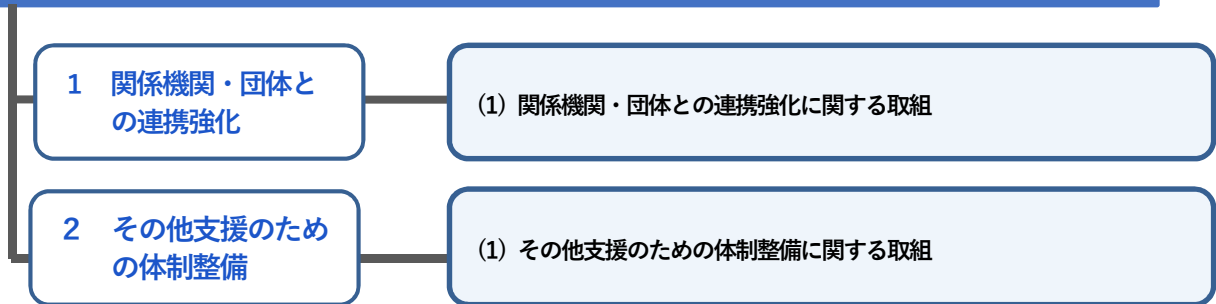
| | |
|--|-------------------------------|
| 68 DV・児童虐待等の支援関係者に対する研修の充実 | |
| <p>DVの特性や被害者の人権に関する理解を深めるとともに、複雑化する被害の態様に対応する婦人相談員等の職員への専門研修を実施します。</p> <p>また、虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員の資質の向上を図るため、児童相談所職員、市町児童相談担当職員、家庭相談員、民生委員・児童委員等の研修を実施します。</p> | <p>人権・青少年男女参画課 こども政策課</p> |
| 69 高齢者虐待防止に関する研修の充実 | |
| <p>高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、引き続き、市町及び地域包括支援センターの担当者を対象とした虐待対応力の向上を図るための研修を実施します。</p> | <p>高齢対策課</p> |

2 民間の団体への支援

(1) 民間の団体への支援に関する取組

| | |
|--|-----------------|
| 70 民間の団体への支援の充実 | |
| <p>(公社) 被害者支援センターとちぎに対して、犯罪被害者等に適正かつ的確な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務等についての情報提供や必要な助言などを行います。</p> <p>また、研修への講師の派遣などの支援に加え、直接支援、相談業務の委託により、民間支援団体に対する財政的援助の充実に努めます。</p> | <p>警察本部</p> |
| <p>相談窓口一覧等を記載した「栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック」を民間支援団体に配付するほか、各種講習会やイベント等の開催案内や参加呼び掛けなど、各種情報を提供します。</p> | <p>くらし安全安心課</p> |
| <p>各市町の犯罪被害者等施策担当や相談窓口担当の職員に対する研修会や犯罪被害者支援巡回パネル展、県ホームページ等の様々な機会を活用しながら、民間支援団体の活動等に関する周知及び広報に努めます。</p> | <p>くらし安全安心課</p> |
| <p>犯罪被害者等を支援する活動を行う民間非営利団体が安定的に活動を継続できるよう団体のマネジメント能力の向上を支援します。</p> | <p>県民文化課</p> |

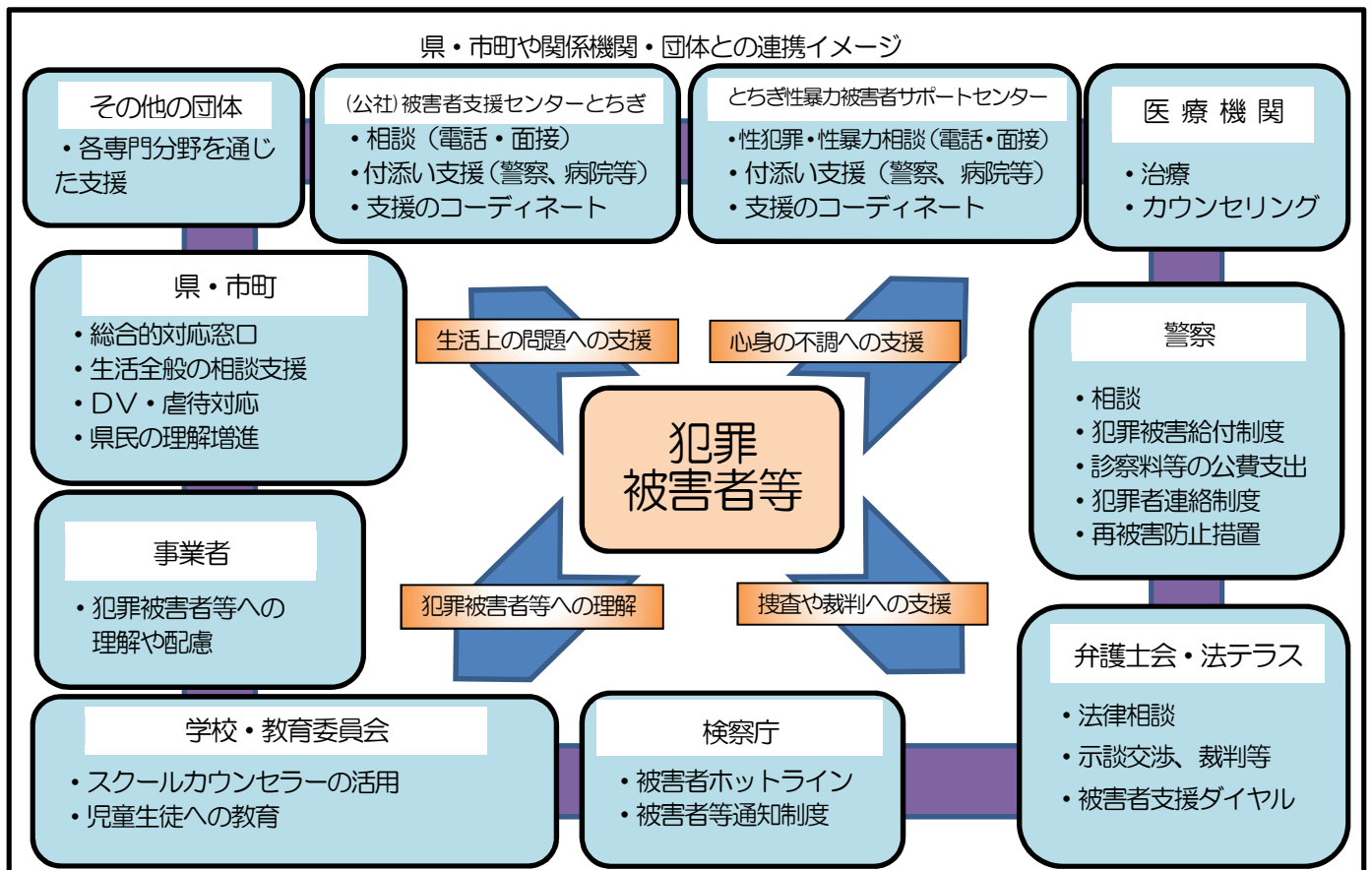
施策の柱V 総合的な支援体制の整備



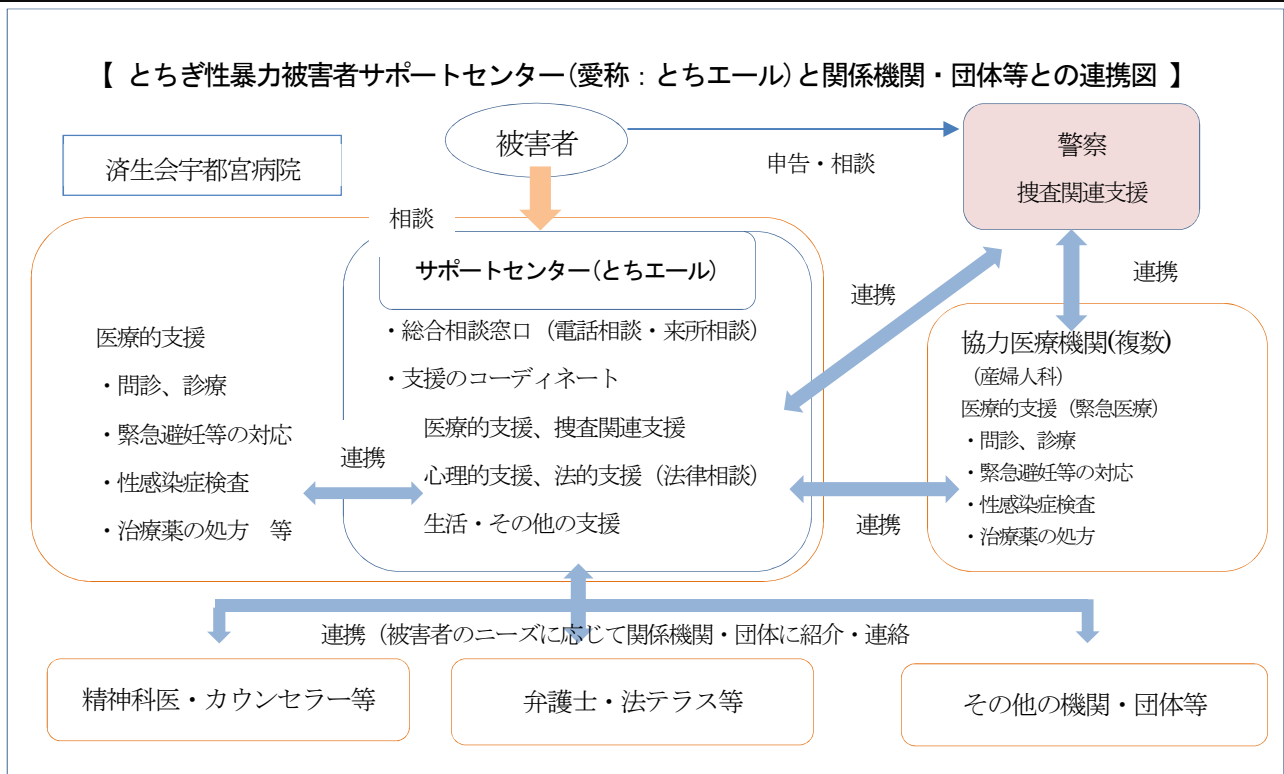
1 関係機関・団体との連携強化

(1) 関係機関・団体との連携強化に関する取組

| | |
|---|----------|
| 71 総合的な支援体制の整備 | |
| <p>条例に定められた推進体制の整備を図るため、犯罪被害者支援の課題や連携等について協議できる場として会議や研修会を開催します。</p> <p>また、社会情勢を踏まえ新たな分野の関係団体への呼び掛けを行うなど、会議等を通して支援ネットワークの強化に努めます。</p> | くらし安全安心課 |



| | |
|--|----------|
| 72 被害者支援連絡協議会によるネットワークの強化と総合的な支援 | |
| <p>栃木県被害者支援連絡協議会を設置し、関係機関・団体などの相互の連携を図るほか、警察署ごとに被害者支援連絡協議会を設置し、ネットワークを強化します。</p> <p>また、具体的事案発生の際、警察署被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体と連携して総合的な支援を行います。</p> | 警察本部 |
| 73 市町に対する情報提供、助言及び連携 | |
| <p>市町において、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するに当たり、必要な情報の提供及び助言その他の協力を行います。</p> | くらし安全安心課 |
| 74 警察と関係機関・団体との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 | |
| <p>犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体などとの連携・協力を充実し、関係機関・団体などが行う犯罪被害者等に対する制度や支援などの情報提供に努めます。</p> | 警察本部 |
| 75 性犯罪・性暴力被害者等に対する支援体制の充実 | |
| <p>性犯罪・性暴力被害者からの多様なニーズに対応する支援活動を推進するため、とちぎ性暴力被害者サポートセンターを中心に、関係機関・団体と協力しながら支援体制の充実に努めます。</p> | くらし安全安心課 |
| <p>県広域健康福祉センター（保健所）において、思春期から更年期までライフステージに応じた女性の健康全般に関する相談支援を行うほか、各健康福祉センターにおいて、とちぎ性暴力被害者サポートセンターについて周知します。</p> | こども政策課 |
| <p>児童相談所において、性犯罪被害児童の相談に応じるとともに適切な助言を行います。</p> | こども政策課 |



| 76 DV 被害者や犯罪被害者等である児童生徒に対する支援体制の充実 | |
|--|-------------|
| 一時保護所におけるDV被害者への支援体制の充実に努めるとともに、一時保護解除後においても継続した支援を行えるよう地域での支援体制の構築を図ります。 | 人権・青少年男女参画課 |
| 中学校区（中核市を除く。）へのスクールソーシャルワーカーの配置により校内支援体制の充実に図り、警察、児童相談所、病院など関係機関との積極的な連携を促進します。 | 教育委員会 |
| <p>犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署等関係機関によるサポートチームの編成など、更生に向けた支援を継続的に行います。</p> <p>また、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、「いじめ・不登校等対策チーム」による学校支援のほか、市町教育委員会の設置する適応指導教室との連携などにより、社会的自立に向けた継続的支援を行います。</p> | |

2 その他支援のための体制整備

(1) その他支援のための体制整備に関する取組

| 77 被害者連絡制度等の適切な運用 | |
|---|------|
| 捜査員に対する指導・教養を徹底し、被害者連絡制度への理解と運用の徹底を図り、犯罪被害者等への必要な情報提供を行います。 | 警察本部 |
| 78 被害者支援担当官制度 ^(*) の活用 | |
| 専門的な被害者支援が必要とされるときに、指定された警察職員が犯罪被害者等への付き添い、説明などの事件発生直後における犯罪被害者支援を行う被害者支援担当官を高速道路交通警察隊や各警察署に配置し、今後も効果的な運用に努めます。 | 警察本部 |
| 79 犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する啓発・指導 | |
| 基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議などを通して各警察署等に対し指導・督励を行います。 | 警察本部 |

(*) 「被害者支援担当官制度」とは、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、事件発生直後から被害者支援担当官が犯罪被害者等に付添やヒアリング、刑事手続の説明などを行う制度です。

第5章 計画の推進

1 県の推進体制

知事部局、教育委員会事務局、警察本部の関係部局を中心に、庁内の各部局が相互に連携を図りながら施策を推進します。

2 県内市町との連携

犯罪被害者等への支援施策を担う市町担当者に対する会議・研修会の開催や、犯罪被害者等支援に関する各種情報等の提供により、市町と緊密な連携を図るとともに市町が行う取組を支援します。

3 関係機関・団体との連携・協力

関係機関・団体との連携・協力体制の拡充を図りながら、切れ目のない継続した犯罪被害者等の支援に関する施策等を推進します。

4 計画の実施状況の公表

この基本計画に基づく各種施策の実施状況については、年度ごとに県ホームページ上で公表します。

第6章 資料編

1 栃木県犯罪被害者等支援条例（令和3年栃木県条例第3号）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。

(4) 二次的被害

犯罪等による被害を受けた後に、人々の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(5) 民間支援団体

犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害又は二次的被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携等）

第5条 県は、市町村との連携を図りつつ、犯罪被害者等支援に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた犯罪被害者等支援に関する施策が円滑に実施されるよう、助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本的方向

(2) 犯罪被害者等支援に関する施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、民間支援団体と連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第11条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 県は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、病院等への付添い、育児その他の日常生活の支援のために必要な措置を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めることができるよう、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮等)

第16条 県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の負担が軽減されるようにするため、専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第17条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるよう、普及啓発、教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、犯罪被害者等支援に携わる人材の育成を図るため、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 県は、県、市町村、民間支援団体等が連携し、犯罪被害者等支援の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年栃木県条例第8号）の一部を次のように改正する。
第22条及び第23条を削る。

2 第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画の施策一覧

| 施策の柱 | 施策の方向 | 施策の項目 | 具体的施策 |
|-------------------------------|------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| I 相談体制・ 情報提供の 充実 | 1 相談窓口の充実 | (1)総合的な相談窓口の充実に関する取組 | 1 犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用 |
| | | | 2 教育現場における相談体制の充実 |
| | | | 3 教育委員会における相談体制の充実 |
| | | | 4 警察における相談体制の充実 |
| | | (2)状況に応じた相談窓口の充実に関する取組 | 5 犯罪被害者等支援に精通した弁護士相談の実施 |
| | | | 6 精神保健福祉センター等における相談体制の充実 |
| | | | 7 性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口の運用と相談電話の周知 |
| | | | 8 DV被害者に対する相談電話の周知 |
| | | | 9 児童虐待に関する相談電話の運用と関係機関の連携強化 |
| | | | 10 犯罪被害に遭った外国人等に対する相談対応の実施 |
| | | | 11 交通事故被害者に対する相談対応の実施 |
| | 2 犯罪被害者等への 情報提供等の充実 | (1)情報提供等の充実に関する取組 | 12 犯罪被害者等への情報提供の充実 |
| | | | 13 医療機関に対する性犯罪被害者への被害申告の働きかけ依頼 |
| | | (2)刑事手続への参加の機会を拡充するための制度に関する情報提供 | 14 刑事手続等の早期情報提供 |
| | | 15 外国人犯罪被害者に対する刑事手続に関する情報提供の充実 | |
| | | (3)捜査・検視手続に関する情報提供 | 16 捜査・検視手続に関する情報提供 |
| II 早期回復・ 生活再建に 向けた支援 | 1 精神的・身体的負担の軽減 | (1)精神的被害の回復に関する取組 | 17 犯罪被害者等に対するカウンセリング等の実施 |
| | | | 18 DV、ストーカー、人身取引被害者への適切な対応 |
| | | | 19 少年被害者に対する心理的ケア等の支援 |
| | | (2)医療サービスに関する取組 | 20 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供 |
| | | | 21 医療機関に関する情報提供 |
| | | | 22 性犯罪・性暴力被害者がHIV検査等を受診する際の対応 |
| | | (3)障害者の福祉に関する取組 | 23 障害者に対する相談支援、経済的支援及び福祉サービスの充実 |
| | | | 24 聴覚及び言語障害者の安全確保 |
| | | | 25 障害者虐待防止に関する取組 |
| | 26 高次脳機能障害者への支援体制の整備 | | |
| | (4)高齢者の福祉に関する取組 | | 27 高齢者虐待防止に関する取組 |
| | 2 日常生活の支援と居住・雇用の安定 | (1)日常生活の支援に関する取組 | 28 性犯罪・性暴力被害者への付添支援の実施 |
| | | | 29 家事・育児サービス等の情報提供 |
| | | | 30 DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施 |
| | | (2)居住の安定に関する取組 | 31 婦人相談所及び児童相談所等における安全の確保 |
| | | | 32 公営住宅への優先入居等 |
| | | | 33 一時避難場所の確保に対する措置 |
| | | | 34 就職、その他労働問題に関する支援の実施 |
| | 3 経済的負担の軽減 | (1)給付金の支給等に係る制度の運用 | 35 被害回復のための休暇制度の導入の必要性等に関する出前講座の実施 |
| | | | 36 犯罪被害給付制度の運用 |
| | | | 37 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外 |
| (2)その他の経済的支援に関する取組 | | 38 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援 | |
| | | 39 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の検討 | |
| 40 犯罪被害者に対する公費支出制度の運用と周知 | | | |
| 41 カウンセリング費用の公費負担 | | | |

| 施策の柱 | 施策の方向 | 施策の項目 | 具体的施策 | | | |
|---|------------------------|------------------------------|--|---------------------------|----------------------------------|---------------------|
| II 早期回復・生活再建に向けた支援 | 4 二次的被害・再被害の防止 | (1)二次的被害防止に関する取組 | 42 二次的被害の防止に向けた県民の理解増進 | | | |
| | | | 43 犯罪被害者等のプライバシー保護に配慮した対応 | | | |
| | | | 44 二次的被害防止のための相談員等に対する研修の実施 | | | |
| | | (2) 再被害防止に関する取組 | 45 再被害防止を徹底するための取組の推進 | | | |
| | | | 46 DV、ストーカー、人身取引の被害者、被虐待児童の保護に関する関係機関の連携充実 | | | |
| | | (3) その他犯罪の未然防止等に関する取組 | 47 児童虐待事案の早期発見、早期対応に向けた取組 | | | |
| | | | 48 DV被害者等や犯罪被害者等である児童生徒の安全確保の充実 | | | |
| | | | 49 児童虐待などの問題を抱える児童生徒への支援に関する先進的事例の収集分析 | | | |
| | | | 50 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証 | | | |
| | | | 51 DV被害及び児童虐待に関する対応と関係機関との連携強化 | | | |
| | | | 52 保護者に対する児童虐待の防止に資するための学習機会の提供の充実 | | | |
| | | | 53 暴力団犯罪による被害防止・回復の支援 | | | |
| | | (4) 犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための取組 | 54 女性警察官等の効果的な活用と教養の実施 | | | |
| | | | 55 民間支援団体が行う公判等への付添い等に関する紹介 | | | |
| | | III 県民の理解の増進 | 1 県民への広報・啓発 | (1)県民への広報・啓発に関する取組 | 56 犯罪被害者等の置かれた状況等に関する県民の理解の増進 | |
| 57 様々な機会、媒体を用いた広報・啓発の実施 | | | | | | |
| 58 犯罪被害者等の人権に関する広報啓発等 | | | | | | |
| 59 若年層に対する広報・啓発活動の推進 | | | | | | |
| 60 DV、ストーカー及び人身取引被害の防止に関し、広く県民に周知させるための取組 | | | | | | |
| 61 交通事故の被害に関する交通安全教育及び広報啓発 | | | | | | |
| 2 教育活動を通じた理解の増進 | (1)教育活動を通じた理解の増進に関する取組 | | 62 命の大切さ等に関する教育の推進 | | | |
| | | | 63 犯罪被害者等の人権教育の推進 | | | |
| | | | IV 団人材への育成と民間の | 1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上 | (1)犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上に関する取組 | 64 県及び市町職員に対する研修の充実 |
| | | | | | | 65 教職員等に対する研修の充実 |
| 66 警察官等に対する教養の充実 | | | | | | |
| 67 性犯罪・性暴力被害者等の支援関係者に対する研修の充実 | | | | | | |
| 68 DV・児童虐待等の支援関係者に対する研修の充実 | | | | | | |
| 69 高齢者虐待防止に関する研修の充実 | | | | | | |
| 2 民間の団体への支援 | (1)民間の団体への支援に関する取組 | 70 民間の団体への支援の充実 | | | | |
| | | V 総合的な支援体制の整備 | 1 関係機関・団体との連携強化 | (1)関係機関・団体との連携強化に関する取組 | 71 総合的な支援体制の整備 | |
| 72 被害者支援連絡協議会によるネットワークの強化と総合的な支援 | | | | | | |
| 73 市町に対する情報提供、助言及び連携 | | | | | | |
| 74 警察と関係機関・団体との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 | | | | | | |
| 75 性犯罪・性暴力被害者等に対する支援体制の充実 | | | | | | |
| 76 DV被害者や犯罪被害者等である児童生徒に対する支援体制の充実 | | | | | | |
| 2 その他支援のための体制整備 | (1)その他支援のための体制整備に関する取組 | | 77 被害者連絡制度等の適切な運用 | | | |
| | | | 78 被害者支援担当官制度の活用 | | | |
| | | | 79 犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する啓発・指導 | | | |